

平成 26 年 7 月 17 日

## 信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン

### 1. 目的

本ガイドラインは、委託会社会員(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。)が「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。)」第 130 条第 1 項第 8 号の 2 及び「投資信託等の運用に関する規則」(以下、「規則」という。)第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

### 2. 基本的な考え方及び取扱い

委託会社会員は、信用リスク集中回避のための投資制限に係る管理をする方法については、次の「3.」に掲げる管理方法を参考に、あらかじめ社内規則を定め、内閣府令及び規則の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。

また、規則運営に係る考え方及びそれらに係る例示を「4.」に示すことにより、適正な管理・運営に資するものとする。

なお、このガイドラインにおいて示す管理方法等は例示であり、委託会社会員が適当と認める管理方法等を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。

### 3. 管理方法の例

規則第 17 条の 2 第 5 項に係る管理方法として、次のフローを念頭に管理する方法が考えられる。

- ① 当該ファンド・オブ・ファンズにおいて、純資産総額に対して、10%超の投資信託証券は組入れられていない(規則第 17 条の 2 第 1 項により当該比率以内となるよう調整を行う場合を含む。)
- ② ①を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券の投資信託約款等において、規則第 17 条の 2 第 1 項と同様又はそれ以上の投資制限が適用されていることが確認できる。
- ③ ②を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資信託証券の資産構成又はエクスポージャーの上限を把握する。
- ④ ③を満たさない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資ガイドラインで縛り、遵守されているかを報告させる。

#### 4. 規則運営に係る考え方及び例

- (1) 規則第 17 条の 2 第 2 項第 1 号においては、自主規制委員会で定める国又は現地通貨建ての所謂ソブリン、準ソブリン債は例外としている。また、自主規制委員会で定める国は、自国通貨建以外であっても、中央政府、中央銀行、地方政府等が発行・保証する債券のエクスポージャーを零とする国・地域について、金融庁告示第 59 号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」を参考に列挙している。
- (2) 規則第 17 条の 2 第 3 項に関しては、為替予約については、120 日以内の取引であれば例外とし、長期の予約や店頭デリバティブは評価益をエクスポージャーと考えることとしている。
- (3) 規則第 17 条の 2 第 4 項第 1 号に関しては、「有価証券先物取引」等は発行者エクスポージャーを現物有価証券に加算（買いの場合）し、「有価証券指数等先物取引」等は取引の相手方のエクスポージャーのみ（上場であれば零）としている。
- (4) 規則第 17 条の 2 第 4 項第 2 号に関しては、店頭デリバティブ等は、担保差し入れのない部分をカウンターパーティー・エクスポージャーとして加算し、市場デリバティブの場合は、カウンターパーティー・エクスポージャーは零としている。
- (5) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 2 号については、インデックスファンドであっても、インデックス構成銘柄以外のエクスポージャーが制限を超えてはならないこととし、仕組債組入などは例外としないこととしている。
- (6) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号については、特定の銘柄のウェイトが高い場合としており、開示を要件としている（特化型）。

※ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例

○当ファンドは、XX 株価指数をベンチマークとして運用しております。XX 株価指数には指数に対する寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○当ファンドは、指数 XX と指数 YY を 5 : 5 のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○当ファンドは、XX 関連株に投資しております。XX 関連株には寄与度が 10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状

況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ 分散投資規制に関する投資信託約款の保有制限の記載例

＜分散型＞…規則第 17 条の 2 第 1 項に適合するケース

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜特化型＞…規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号を適用した場合のケース

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは 35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(7) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 4 号については、従業員持株会代替 1 銘柄組入ファンド等発行体等の名称がファンドに付されているファンドとしている。

※ エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例

- 「XX 株式ファンド」(XX は企業名で複数社可能。)
- 「インドネシア国債ファンド」
- 「世銀債ファンド」

(8) 規則第 17 条の 3 第 2 項の内、これと同じ性質を有する証券化商品については、金組入の金価格連動投資法人債券や金組入受益証券発行信託を組み入れたファンドを想定している。

## 附 則

このガイドラインは、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。

ただし、このガイドライン実施の際現に存する投資信託については、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、これを適用しない。なお、当該投資信託に関し規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。